

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する修正案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十一条第一項の規定により水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘採している鉱業権者（この法律の施行後に当該鉱業権者に係る当該鉱業権を鉱業法第五十一条の三の規定により取得した者を含む。）は、第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間は、水銀鉱を掘採することができる。この場合において、その者は、その掘採した水銀鉱から得られる水銀等を、特定水銀使用製品（第六条第一項の許可（第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の輸入の承認を受けたものを除く。）以外の水銀使用製品の製造の用若しくは第十九条に規定する政令で定める製造工程以外の製造工程における使用の用に自ら供し、若しくは当該用にのみ供する者に譲り渡し、又は廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）<u>附則第八条第一項において</u></p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十一条第一項の規定により水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘採している鉱業権者（この法律の施行後に当該鉱業権者に係る当該鉱業権を鉱業法第五十一条の三の規定により取得した者を含む。）は、第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間は、水銀鉱を掘採することができる。この場合において、その者は、その掘採した水銀鉱から得られる水銀等を、特定水銀使用製品（第六条第一項の許可（第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の輸入の承認を受けたものを除く。）以外の水銀使用製品の製造の用若しくは第十九条に規定する政令で定める製造工程以外の製造工程における使用の用に自ら供し、若しくは当該用にのみ供する者に譲り渡し、又は廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）<u>として処分し、若しくはそ</u></p>

同じ。)として処分し、若しくはその処分を他人に委託しなければならない。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、水銀等貯蔵者及び水銀含有再生資源管理者に対する支援の在り方、水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者による当該水銀使用製品の回収に係る制度の導入並びに廃棄物としての水銀等の最終的な処分の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2| 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

の処分を他人に委託しなければならない。

(検討)

第八条 (新設)

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。